

## ○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

全部効率利用要件	今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
農地所有適格法人要件 ※法人の場合のみ	農地所有適格法人の要件を満たすこと
農作業常時従事要件	申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
下限面積要件	今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること
地域との調和要件	今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が原則として一定規模以上にならないと許可はできないとするものです。

尾道市農業委員会では、管内の下限面積を地域ごとに定めています。

## ○ 農地法第3条許可事務の流れ

尾道市農業委員会では、皆様からのご相談に対し必要な手続きなどをご説明します。  
申請書の提出締切日（毎月末日）から許可書交付までの事務処理日数28日を目標に、迅速な許可事務に努めています。

ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは次のとおりです。

### <申請者の方の流れ>

申請についての相談	※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。
申請書の記入	※ 記載例をご参照ください。 申請内容に応じて申請書にご記入ください。
必要書類の入手	※ 添付書類一覧をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。 申請前にもう一度、記載例や添付書類一覧によりご確認ください。
申請書の提出／受付	※ 農業委員会事務局までお越してください。

### <農業委員会等の流れ>

申請書の提出／受付	※ 申請書の提出締切日は、毎月末日（末日が土日・祝日の場合はその前日）です。
申請内容の確認	※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認します。また、現地調査を行います。
農業委員会総会	※ 農業委員会総会は、毎月25日前後に開催します。 前月末日までに受け付けた申請を審議します。 (農業委員会総会で許可・不許可について、農業委員会の意思決定を行います。)
許可書交付	※ 農業委員会事務局までお越してください。 (総会開催の翌日以降に交付します。)